

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（案）参照条文

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2～4 （省 略）

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（船用品又は機用品の積み込み等）

第二十三条 （省 略）

2 内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込むとする者は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、その承認を受けなければならない。ただし、遭難その他やむを得ない事故により不開港に入港し、その船用品又は機用品を積み込むことについて緊急な必要がある場合において、税関職員がいなるときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。

3～6 （省 略）

（保税蔵置場についての規定の準用）

第四十一条の三 第四十五条（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務）の規定は、指定保税地域にある外国貨物について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは、「当該外国貨物を管理する者」と読み替えるものとする。

（許可を受けた者の関税の納付義務）

第四十五条 保税蔵置場にある外国貨物が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 （省 略）

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（抄）

（遠洋漁業船等の船用品に関する記帳及び報告）

第二十一条の七 第二十一条に規定する船舶の船長は、法第二十三条第一項（外国貨物である船用品又は機用品の積込み）の規定により外国貨物のまま積込みを認められた船用品の受入れ及び払出しに関する事実を帳簿に記載し、これを当該船舶に保管し、その写しを当該船舶が一航海を終了して本邦の港に入港した後、遅滞なく、その港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（抄）

（申請等の指定）

第三条 情報通信技術利用法第三条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表に掲げる申請等とする。

（処分通知等の指定）

第九条 情報通信技術利用法第四条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表に掲げる申請等に対する諾否の応答及び第七条第三項の規定による通知とする。

2・3 （省略）